

(1) 国立病院の独立行政法人化について

古 都 賢 一

INDEPENDENT ADMINISTRATION OF NATIONAL HOSPITALS

Kenichi FURUICHI

独立行政法人制度の意義は、国の事業を企画立案部門と事業部門に分離し、それぞれの責任を明確にすることによって、民間に委ねた場合には実施されないおそれのある事業を効率・効果的に実施することにある。

そのため、独立行政法人制度では事前の統制から事後の関与に重点が置かれ、大臣が指名する理事長・監事を除き、独自の人事組織・給与体系、投資効果を明確にする企業会計原則の導入、予算複数年度主義である中期目標（大臣の指示）・中期計画（法人作成・大臣認可）の策定、独立行政法人評価委員会による事後評価などの仕組みから構成される。

この基本的枠組みを踏まえた上で、国立病院機構法では、機構の使命として「国の医療政策として担うべき医療の提供、研究、研修・養成」を掲げており、この際、機構が国民の財産の負託を受けて行われる事業であることを再認識しなければならない。同時に、150余りの病院群から構成される機構の投資効果を明らかにするために、法人全体の財務諸表の作成・公表のみならず、個々の病院についても同様の措置が求められている。これは個々の病院の努力を評価すると同時に責任を明確にする

ことにつながるものである。

従来、官庁会計をはじめ他律的な仕組みによって一元的に管理運営されてきた国立病院・療養所は、個々の病院の努力を評価することは制度的に難しい面を有していた。しかしながら、これからは、個々の病院の努力と機構全体の努力を効率・効果的に調和させ、外部から見ても分かる形で使命の実現を図る必要がある。歴史的には、国立病院・療養所の存在意義を示すものとして、政策医療、政策医療ネットワークの実施がいわれてきたが、今後は、機構の有力な特性・財産として捉え直し、臨床評価指標を活用して具体的な数値目標などを掲げるなどして、政策医療の質の向上に取り組まねばならない。

独立行政法人化を契機に、「他律から自律」を基本として、個々の病院が「自立」的経営を達成するとともに、病院群全体のネットワーク機能を協働で確立し、政策医療・政策医療ネットワークをより実質化していくことがより重要になる。

(平成16年2月19日受付)

(平成16年3月19日受理)

厚生労働省 Ministry of Health Labour and Welfare 国立病院部 国立病院・療養所組織再編推進室長
(現：独立行政法人国立病院機構財務部)

Address for reprints: Kenichi Furuichi, Department of Medical Direction, National Hospital Organization, 2-5-21, Higashigaoka, Meguro, Tokyo 152-8621 JAPAN

Received February 19, 2004

Accepted March 19, 2004